

平成29年度奄美市情報通信産業人材育成事業 Off-JT（オフジェイティ）助成事業募集要項

【目的】

本市の情報通信関連産業において、島内におけるＩＣＴビジネスの活性化を図るため、島外において職場外人材育成研修（以下「研修」という。）を実施する民間企業等に対し、その研修に要する経費の一部を補助することで、地域の産業振興推進に資する人材を育成することを目的とする。

【補助対象要件】

- ①本市内に本店、支店その他の営業所を有する事業所であること。
- ②主たる業務として情報通信に関連する事業を行う事業所であること。
- ③情報通信産業の推進に資する人材を育成することが目的であること。
- ④市税その他の本市に納付すべき債務を滞納していない事業所であること。
- ⑤研修受講者は、奄美市に住所を有すること。
- ⑥研修期間が1月以上であること。

○補助対象月数について

補助対象月数は、研修が開始した日（研修地への移動を要する期間を含む。）から終了した日までの日数を30日で除した整数月とし、端数が生じた場合はこれを四捨五入する。

ただし、研修期間が30日未満の場合は、実研修日数が15日以上を1月とする。

- ⑦研修終了後、研修成果を報告会等にて報告できる方であること。

【補助金額】

研修受講者一人当たり、月額5万円又は補助対象経費の80%のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

【補助対象経費】

旅費、滞在費、研修受講料、その他市長が必要と認める経費

【補助対象期間】

奄美群島成長戦略推進交付金交付決定日から平成30年3月31日（土）

【申請期間】

奄美群島成長戦略推進交付金交付決定日から平成29年12月15日（金）

【提出書類】

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④奄美市税納税証明書（事業所分）
- ⑤研修受講者を雇い入れた際の雇用契約書又は雇入通知書の写し
- ⑥研修受講者の勤務状況及び賃金の支払状況を確認できる書類
- ⑦研修受講者の住民票
- ⑧契約書の写し（島外の事業所との連携により職業訓練等を行う場合。）

【その他】

- ①応募者多数の場合は、1事業所当たりの応募人員を制限する場合があります。
- ②他制度による補助、助成又は委託との併用は、補助の対象外となります。

【提出先及び問合せ先】

郵送もしくは直接持参にて、下記担当係に提出願います。

〒894-0026

奄美市名瀬港町13番1号 奄美市商水情報課情報政策係

TEL 0997-52-1111(内線1424)

FAX 0997-52-1359

e-mail ict@city.amami.lg.jp